

○宮崎大学研究・産学地域連携推進機構研究企画戦略室規程

〔 令和4年9月22日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学研究・産学地域連携推進機構規則第17条第2項の規定に基づき、宮崎大学研究・産学地域連携推進機構研究企画戦略室（以下「研究企画戦略室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 研究企画戦略室は、宮崎大学研究・産学地域連携推進機構（以下「機構」という。）の各部門の業務を横断的に総括し、機構の意志決定並びに宮崎大学の研究及び産学・地域連携活動を推進する。

(組織)

第3条 研究企画戦略室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 機構長補佐
- (4) その他機構長が必要と認める者

(室長)

第4条 研究企画戦略室に室長を置き、機構長をもって充てる。

(事務)

第5条 研究企画戦略室の事務は、機構事務部研究推進課総務係において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、研究企画戦略室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。